

V 参考資料

男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）

目次

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画審議会（第21条—第26条）

附 則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組みとも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向性を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組みを総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行わなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行わなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画審議会の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、会議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を促進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援する、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
 - 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
 - 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(施行の日=平成13年1月6日)

1 略

2 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

1 から10まで 略

11 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

佐賀県男女共同参画推進条例

平成13年10月9日公布
佐賀県条例第42号

目次

前文

第1章 総則（第1条―第7条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第8条―第17条）

第3章 佐賀県男女共同参画推進審議会（第18条―第23条）

第4章 雑則（第24条）

附則

男女は、すべての人として平等であって、個人として尊重されなければならない。この理念に基づき、佐賀県では、差別や偏見のない、お互い人権が尊重される社会の実現を目指し、さまざまな取組を行ってきた。

今日、少子高齢化など社会が急速に変化している中で、豊かで活力ある佐賀県を築いていくためには、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく慣行など、男女の主体的で自由な活動の選択を妨げる要因の解消を図り、性別にかかわらず、個性や能力が十分に発揮できる社会を実現することが、重要かつ緊急な課題となっている。

こうした状況を踏まえ、ここに、男女が互いにその生き方を尊重し、共に責任を担う男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策について基本となる事項等を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- （2）積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担意識等に基づく制度又は慣行が、男女の主体的で自由な活動の選択を妨げないよう配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。
- 4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、学校及び地域における活動その他の社会における活動を行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。
- 5 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画は、国際的協調の下に、推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画施策」という。）を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、男女共同参画施策を推進するに当たっては、市町、県民及び事業者と連携し、及び協力して取り組むよう努めるものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

- 2 県民は、県が行う男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、県が行う男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

- 2 何人も、あらゆる場においてセクシュアル・ハラスメント（性的な言動により他人を不快にさせ、もってその者の生活環境を害することをいう。）を行ってはならない。
- 3 何人もあらゆる場において男女間における暴力的行為（身体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。）を行ってはならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(県民等の理解を深めるための措置)

第8条 県は、男女共同参画に関する県民及び事業者の理解を深めるため、広報活動等を行うとともに、学校教育、社会教育その他の教育において適切な措置を講ずるものとする。

(事業者の報告)

第9条 知事は、男女共同参画を推進するために必要があると認めるときは、事業者に対しその事業活動における男女共同参画の状況について報告を求めることができる。

- 2 知事は、前項の報告により把握した男女共同参画の状況を取りまとめ、公表するものとする。

(表彰)

第10条 知事は、男女共同参画を積極的に推進する県民及び事業者を表彰することができる。

(市町及び県民に対する支援)

第11条 県は、男女共同参画の推進に関し市町が実施する施策及び県民が行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査研究等)

第12条 県は、男女共同参画を推進するため、男女共同参画に関する情報の収集、分析及び調査研究を行うよう努めるものとする。

(相談の処理等)

第13条 知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する要因による男女の人権の侵害に関し県民から相談の申出があった場合は、適切に処理するものとする。

2 知事は、県が実施する男女共同参画施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策について、県民又は事業者から意見の申出があった場合は、必要な措置を講ずるものとする。

3 前項の場合において、知事は、必要があると認められるときは、佐賀県男女共同参画推進審議会の意見を聴くものとする。

(男女共同参画推進員の設置)

第14条 知事は、前条に規定する相談の申出及び意見の申出の受付等並びに男女共同参画に関する啓発活動を行わせるため、男女共同参画推進員を置くことができる。

(推進体制の整備等)

第15条 県は、男女共同参画施策を推進するため、県の推進体制を整備するとともに、市町、県民及び事業者との連携を図るものとする。

2 県は、男女共同参画施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(附属機関等における積極的改善措置)

第16条 県は、その設置する附属機関等の委員の任命等について、積極的改善措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図るよう努めるものとする。

(年次報告)

第17条 知事は、男女共同参画の状況、男女共同参画施策の実施状況等について、年次報告を作成し、公表するものとする。

第3章 佐賀県男女共同参画推進審議会

(設置)

第18条 男女共同参画施策について調査審議するため、佐賀県男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第19条 審議会は、知事が委嘱する委員20人以内で組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

(会長)

第20条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第21条 審議会は、会長が必要に応じて招集し、会長がその会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、関係県職員又は学識経験者のある者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事)

第22条 審議会に、審議会の会務について委員を補佐させるため、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、関係県職員のうちから知事が任命する。

(庶務)

第23条 審議会の庶務は、佐賀県健康福祉部において処理する。

第4章 雑則

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3章及び次項の規定は、平成14年6月1日から施行する。
(佐賀県男女共同参画推進審議会条例の廃止)
- 2 佐賀県男女共同参画推進審議会条例（平成2年佐賀県条例第14条）は、廃止する。

附 則（平成16年条例第2号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第74号）

この条例中第8条、第10条、第13条、第18条、第21条、第23条、第24条、第37条、第41条、第43条、第45条、第48条、第54条、第64条及び第67条の規定は平成18年1月1日から、第15条、第26条、第38条、第63条及び第65条の規定は平成18年3月1日から、その他の規定は平成18年3月20日から施行する。

附 則（平成28年条例第9号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

佐賀県男女共同参画推進審議会委員名簿(令和6年1月現在)

任期: 令和5年3月27日～令和7年3月26日

	氏 名	所 属
1	ヨシダ カズホ 吉田 一穂	佐賀県弁護士会
2	ツジムラ ケイスケ 辻村 圭介	株式会社佐賀新聞社 編集局 デジタル報道部長
3	マナゴ マナミ 真子 真波	佐賀県小中学校校長会幹事
4	テラノ サチコ 寺野 幸子	特定非営利活動法人 poco a bocca 理事長
5	インバン ユウコ 石橋 裕子	特定非営利活動法人 佐賀県放課後児童クラブ連絡会 理事長
6	カモハラ ケイコ 蒲原 恵子	ひとひとネット武雄 相談員
7	ミカワ ユウコ 美川 優子	佐賀県医師会 常務理事
8	イチマル ハツミ 市丸 初美	佐賀県農業士会 副会長
9	イデ マキコ 井手 真喜子	佐賀県商工会議所連合会
10	カワハラ ケンイチ 川原 健一	株式会社佐賀銀行 人事企画部主任調査役
11	クメ ユキコ 久米 幸子	一般財団法人佐賀県母子寡婦福祉連合会 理事長
12	ソエジマ イズミ 副島 泉	特定社会保険労務士、中小企業診断士
13	フクシマ ヒロミン 福島 裕充	西日本総合コンサルタント株式会社 代表取締役
14	ヨシダ シンヤ 吉田 真也	日本労働組合総連合会佐賀県連合会 副会長
15	スズキ タク 鈴木 卓	佐賀労働局 雇用環境・均等室長
16	ウチダ ノブコ 内田 信子	学校法人旭学園 理事長
17	キド ミズホ 城戸 瑞穂	佐賀大学 医学部 教授
18	エグチ シュウヘイ 江口 周平	佐賀県行政書士会
19	ヨシマル マサコ 吉丸 雅子	公募委員
20	ハバ ヨシユキ 馬場 義之	公募委員

※50音順 敬称略

第5次佐賀県男女共同参画基本計画体系表

基本方向体系図

(基本方向1) 男女共同参画推進の基盤づくり

重点目標(1) 男女共同参画について男女双方の意識の形成

重点目標(2) 幼少期からの男女共同参画について男女双方の意識の形成

(基本方向2) 安全・安心に暮らすことができる社会づくり

重点目標(3) 男女間のあらゆる暴力の根絶

重点目標(4) 生涯を通じた男女の健康支援

重点目標(5) 生活に困難を抱えたあらゆる人が安心して暮らせる支援と
多様性を尊重する環境の整備

重点目標(6) 防災・復興における男女共同参画の推進

(基本方向3) 女性が活躍し、男女がともに参画する社会づくり

重点目標(7) 女性の活躍推進と男性の意識改革・行動変革

重点目標(8) 政策・方針決定過程への女性の参画の推進

重点目標(9) 仕事と家庭・地域生活が両立する環境づくり

数値目標

基本方向	数値目標名 (担当課)	現状	令和7年度 までの 数値目標
		令和元年度	
1-(1) 1-(2)	性別によって役割を固定する考え方に同意する 県民の割合 (男女参画・女性の活躍推進課)	34.3%	30%未満
2-(3)	市町における相談窓口(女性相談窓口)の設置数 (男女参画・女性の活躍推進課)	13市町	20市町
2-(4)	女性のがん検診受診率 (健康増進課)	乳がん 44.7%	※R4年度 乳がん 50%
		子宮頸がん 43.3%	※R4年度 子宮頸がん 50%
2-(5)	県事業によるひとり親家庭の就職者数 (こども家庭課)	75人	※R4年度 120人
3-(7)	民間企業の管理職(課長相当職以上)に占める女性 の割合 (男女参画・女性の活躍推進課)	10.1%	※R4年度 15%
3-(8)	市町の審議会等における女性委員の割合の平均 (男女参画・女性の活躍推進課)	29.1%	30%以上
3-(9)	保育所等待機児童数 (こども未来課)	24人	0人
3-(9)	年次有給休暇の取得率 (産業人材課)	48.6%	70%

男女共同参画の推進のあゆみ(年表)

	世界の動き	日本の動き	佐賀県の動き
1945年 (S20)	国際連合誕生		
1946年 (S21)	婦人の地位委員会発足	史上初の婦人参政権確立日本国憲法公布	
1953年 (S28)			婦人問題対策審議会設置
1967年 (S42)	婦人に対する差別撤廃宣言採択		
1972年 (S47)	1975年を国際婦人年とすることを宣言		
1975年 (S50)	国際婦人年(目標:平等、開発、平和) 国際婦人年世界会議(メキシコシティ) 「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 総理府婦人問題担当室業務開始 「育児休業法」成立(昭和51年施行)	唐津市に「働く婦人の家」設置
1976年 (S51)	「国際婦人の十年始まる」(1985年まで)	「民法等の一部を改正する法律」(離婚後復氏制度)の施行	
1977年 (S52)		「国内行動計画」策定 国立婦人教育会館(現国立女性教育会館)開館	長期総合計画に婦人に関する施策の推進を盛り込む
1978年 (S53)			婦人の地位を高める県民大会開催
1979年 (S54)	国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択		有明町に「農村婦人の家」設置 国連婦人の十年推進県民大会開催
1980年 (S55)	「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン) 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	女子差別撤廃条約署名 配偶者の相続分アップを内容とする改正民法成立	伊万里市に「農村婦人の家」設置 県福祉生活部に青少年婦人課設置 国連婦人の十年推進県民大会開催
1981年 (S56)		「国内行動計画後期重点目標」発表	牛津町に「農村婦人の家」設置
1982年 (S57)			内職相談センターが婦人就業援助センターとなる80年代佐賀県総合計画に婦人に関する施策の推進を盛り込む
1983年 (S58)			上峰町に「農村婦人の家」設置
1984年 (S59)	「国連婦人の十年」の成果を検討し評価するための世界会議(ナイロビ)のためのエスキューブ地域政府間準備会議(東京)	アジア・太平洋地域婦人国際シンポジウム開催 父母両系主義の立場をとる改正国籍法成立(昭和60年施行)	婦人の生活実態と意識に関する調査を実施 広報誌「さかの女性」発刊
1985年 (S60)	「国連婦人の十年」最終年 ナイロビ世界会議(西暦2000年に向けての)「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	生活保護基準額の男女差解消女性の年金権の確立(国民年金法改正/昭和61年施行) 「男女雇用機会均等法」公布(昭和61年施行) 「女子差別撤廃条約」批准	「婦人問題対策の推進方策」策定 中原町に「働く婦人の家」設置 国連婦人の十年最終年記念県大会開催 婦人海外派遣「婦人の翼」開始
1986年 (S61)		婦人問題企画推進本部拡充:構成を全省庁に拡大、任務も拡充 婦人問題企画推進有識者会議開催	県婦人団体連絡協議会設置 鹿島市に「農村婦人の家」設置
1987年 (S62)		「西暦2000年に向けての新しい国内行動計画」策定	
1988年 (S63)			青少年婦人課に婦人係設置 佐賀県長期構想に男女共同参加の社会づくりを盛り込む

	世界の動き	日本の動き	佐賀県の動き
1989年 (H元)			西有田町に「働く婦人の家」設置 女性の生活と意識に関する実態調査を実施
1990年 (H2)	国連経済社会理事会 「婦人の地位向上のためのナイロビ 将来戦略に関する第1回見直しと評価 に伴う勧告及び結論」採択	「西暦2000年に向けての新国 内行動計画」の見直し方針決定	「さが女性プラン21」策定 婦人問題対策審議会が女性問題審議 会となる
1991年 (H3)		「西暦2000年に向けての新国 内行動計画（第1次改定）」策定	男女共同参加の社会をつくるための 県民意識調査を実施
1992年 (H4)	環境と開発に関する国連会議（地球 サミット／リオデジャネイロ） 「アジェンダ21」採択	「育児休業等に関する法律」施行 「育児休業等に関するガイドライ ン」策定	児童青少年課に女性企画室を設置
1993年 (H5)	国連世界人権会議（ウィーン） 国連総会「女性に対する暴力の撤廃 に関する宣言」採択	第4回世界女性会議日本国内委員 会設置「短時間労働者の雇用管理 の改善等に関する法律」施行	佐賀県女性行政推進会議設置 「ふれ愛の翼」派遣開始 佐賀県新総合計画策定
1994年 (H6)	「開発と女性」に関する第2回アジ ア・太平洋大臣会議（ジャカルタ）	男女共同参画室、男女共同参画審 議会、男女共同参画推進本部設置	
1995年 (H7)	第4回世界女性会議（北京） 「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児休業法」改正（介護休業制 度の法制化）	佐賀県立女性センター（アバンセ） オープン（3月） 女性問題審議会に「さが女性プラン 21」改定について諮問
1996年 (H8)		「男女共同参画ビジョン」答申 「男女共同参画2000年プラン」策 定	「さが女性プラン21（改訂版）」 策定（2月） 県民生活課に女性企画室を設置
1997年 (H9)		男女共同参画審議会設置（法律） 「男女雇用機会均等法」改正 「介護保険法」公布 女性国会開催（参議院50周年記念）	男女共同参画社会づくりのための県 民意識調査を実施 日韓海峡沿岸地域振興団体（女性団 体）交流支援事業開始（～平成12年）
1998年 (H10)		男女共同参画審議会から「男女共 同参画社会基本法—男女共同参画 社会を形成するための基礎的条件 づくり—」を答申	
1999年 (H11)	エスカップハイレベル政府間会議 （バンコク）	改正育児・介護休業法施行 改正男女雇用機会均等法施行 「男女共同参画社会基本法」公 布、施行 「食料・農業・農村基本法」公 布・施行（女性の参画の促進を規 定） 男女共同参画審議会から「女性に 対する暴力のない社会を目指し て」答申	女性企画室が男女共同参画室となる 女性問題審議会が男女共同参画推進 審議会となる 女性行政推進会議が男女共同参画推 進会議となる
2000年 (H12)	国連特別総会「女性2000年会議」 （ニューヨーク）	「ストーカー規制法」成立 「男女共同参画基本計画」策定 男女共同参画推進本部「男女共同 参画週間について」決定	男女共同参画推進審議会に「男女共 同参画社会の形成の促進に関する施 策の基本的な方向」について諮問

	世界の動き	日本の動き	佐賀県の動き
2001年 (H13)		内閣府に男女共同参画局、男女共同参画会議設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 男女共同参画推進本部「女性国家公務員の採用・登用等の促進について」 「女性に対する暴力をなくす運動」について決定 第1回男女共同参画週間閣議決定 「仕事と子育ての両立支援策の方針について」	「佐賀県男女共同参画基本計画」策定 男女共同参画室から男女共同参画課となる 「佐賀県男女共同参画推進条例」施行
2002年 (H14)		アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催	「佐賀県男女共同参画推進員」を設置 佐賀県立女性センターを「配偶者暴力相談支援センター」に位置付ける 「佐賀アジア女性フォーラム」開催
2003年 (H15)	国連女子差別撤廃委員会第29会期において、日本の第4、5回女子差別撤廃条約実施状況報告を審議	男女共同参画会議「女性のチャレンジ支援策」決定 「次世代育成支援対策推進法」公布、一部施行	
2004年 (H16)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	「佐賀県DV総合対策会議」及び「佐賀県DV総合対策センター」を設置
2005年 (H17)	第49回国連婦人の地位委員会、通称「北京+10」を開催（ニューヨーク）	「男女共同参画基本計画」改定	「佐賀県男女共同参画推進連携会議」を創設
2006年 (H18)			「佐賀県男女共同参画基本計画」を改定 「佐賀県DV被害者支援基本計画」を策定
2007年 (H19)		「男女雇用機会均等法」（H18.6改正）施行	「2007男女共同参画フォーラム in さが」開催 「佐賀県職員男女共同参画推進基本計画」を策定
2008年 (H20)	女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出	「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正、施行	
2009年 (H21)	女子差別撤廃条約実施状況第6回報告に対する女子差別撤廃委員会の最終見解公表	「育児・介護休業法」改正	「佐賀県DV被害者支援基本計画」を改定 「男女共同参画社会づくりのための佐賀県民意識調査」を実施
2010年 (H22)	第54回国連婦人の地位委員会（「北京+15」）を開催（ニューヨーク） UN Women（ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関）の発足が決定 日本で初めてAPEC女性リーダーズネットワーク（WLN）会合を開催	「育児・介護休業法」（H21.6改正）原則施行 「第3次男女共同参画基本計画」策定	「男女共同参画社会づくりのための佐賀県民意識調査」の結果を公表
2011年 (H23)	「APEC女性と経済サミット」を開催（サンフランシスコ）	配偶者からの暴力や性暴力の被害者を対象とした電話相談「パープルダイヤルー性暴力・DV相談電話ー」開設	「佐賀県男女共同参画基本計画（2011-2015）」を策定

	世界の動き	日本の動き	佐賀県の動き
2012年 (H24)	「APEC女性と経済フォーラム」を開催（サンクトペテルブルク）	「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画（働く「なでしこ」大作戦）決定	性暴力被害者支援モデル事業を開始
2013年 (H25)	「APEC女性と経済フォーラム」を開催（バリ）	「なでしこ銘柄」の選定 日本再興戦略で「女性の活躍」を推進 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正	「佐賀県職員男女共同参画推進基本計画（2013-2016）」を策定
2014年 (H26)	「APEC女性と経済フォーラム」を開催（北京）	“女性の活躍「見える化」サイト”を開設 すべての女性が輝く社会づくり本部を設置	「佐賀県DV被害者支援基本計画」を策定 「輝く女性応援会議in佐賀」を開催 「男女共同参画社会づくりのための佐賀県民意識調査」を実施
2015年 (H27)	第59回国連婦人の地位委員会、通称「北京+20」を開催（ニューヨーク） 「APEC女性と経済フォーラム」を開催（マニラ）	「第4次男女共同参画基本計画」策定 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）の公布・施行	「女性の活躍推進佐賀県会議」との共催にて、「女性の活躍推進フォーラム」を開催 「佐賀県イクメン講座 キックオフフォーラム」を開催
2016年 (H28)	「APEC女性と経済フォーラム」を開催（リマ）	厚生労働省が「女性の活躍推進企業データベース」を開設 「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」を決定 「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」改正	「第4次佐賀県男女共同参画基本計画」を策定
2017年 (H29)	「APEC女性と経済フォーラム」を開催（ベトナム・フエ）	「働き方改革実行計画」を決定 刑法の一部改正法が施行（強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等） 「改正男女雇用機会均等法」「改正育児・介護休業法」（H28.3改正）施行	「女性に対する暴力をなくす運動」にあわせ、佐賀県庁旧館及び県立男女共同参画センター・県立生涯学習センター（アバンセ）のパープル・ライトアップを実施
2018年 (H30)	「APEC女性と経済フォーラム」を開催（パプアニューギニア・ポートモレスビー）	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の公布・施行 「女性活躍加速のための重点方針2019」の策定	
2019年 (H31 /R元)	「APEC女性と経済フォーラム」を開催（チリ・ラ・セレナ）	「働き方改革関連法」施行 「女性活躍推進法」の改正・施行	「佐賀県DV防止・被害者等支援基本計画（第4次計画）」を策定 佐賀県版父子手帳「SAGA PAPA POCKET BOOK（サガパパポケットブック）」の作成 「イクボス照会冊子」の作成
2020年 (R2)	「APEC女性と経済フォーラム」をオンラインにて開催（マレーシア）	DV相談プラスの開始 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター全国共通短縮番号の導入 「第5次男女共同参画基本計画」策定	「男女共同参画社会づくりのための佐賀県民意識調査結果」を公表 佐賀県知事との「PAPAシンポジウム」をオンラインにて開催

	世界の動き	日本の動き	佐賀県の動き
2021年 (R3)	「APEC女性と経済フォーラム」をオンラインにて開催	「育児・介護休業法」改正 「女性活躍・男女共同参画の重点方針」（女性版骨太の方針）の策定に向けた議論を開始	「第5次佐賀県男女共同参画基本計画」を策定 「佐賀県版両親学級」を開催
2022年 (R4)	第66回国連女性の地位委員会を開催（ニューヨーク） G7サミットを開催（エルマウ）	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」成立 「AV出演被害防止・救済法」成立・施行 「改正介護・育児休業法」一部施行	「輝く女性のための交流会2022」を開催
2023年 (R5)	G7サミットを開催（広島県） APEC女性と経済フォーラムを開催（シアトル） G20女性活躍担当大臣会合を開催（インディナガル）	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」成立 「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の映像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」成立。 第5次男女共同参画基本計画の一部変更について閣議決定	SAGA PAPA POCKETBOOK「パパのための育休ガイドブック」を作成